

休日における急患の歯科診療を行う施設を変更することについて

健康福祉部保健課

令和元年10月1日から休日における歯科診療を行う施設を変更します。

在宅当番制歯科診療事業として行っている休日における歯科診療について、当該事業を受託している飯田下伊那歯科医師会から平成30年12月19日付けで内容の在宅当番医制歯科診療事業に関する要望書が提出され、関係機関との協議を経て要望のあった当該診療を行う施設を変更することについて承認しましたので報告します。

1 変更する内容

【変更前】午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後3時まで飯田下伊那口腔センターにおいて当番医師により診療

【変更後】午前9時から午後0時まで飯田下伊那口腔センターにおいて当番医師により診療
午後1時から午後3時まで当番医師の診療所にて診療
なお、当番医師の診療所については飯田下伊那口腔センターにて案内する。

2 変更の日 令和元年10月1日から

3 変更する理由について

受診者数が1日あたり平均6.5人と少ないこと、また特に午後の受診者数については平均2人と極端に少ないことを鑑み、当番医師の業務の効率を高めるために変更する。

4 受診者数の状況

	診療日数	午前	午後	合計
平成29年度	78日	4.6人	2人	6.6人
平成28年度	76日	4.9人	1.8人	6.7人
平成27年度	75日	5.1人	2.2人	7.3人

5 参考

在宅当番医制事業の実施については、飯田下伊那の市町村を代表して飯田市が委託契約し、町村が飯田市へ負担金を納入して実施しているもの。飯伊地区包括医療協議会の事業としても位置づけられている